

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人スマイルクラブ（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(公開書類)

第2条 公開書類は以下のとおりとする。

- (1) 事業報告書等
- (2) 財産目録
- (2) 役員名簿
- (3) 定款等
- (6) 役員の報酬並びに費用に関する規程
- (7) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類
- (8) 特定非営利活動促進法施行規則第32条第2項で定める書類
- (9) 助成金の支給の実績を記載した書類

(閲覧場所)

第3条 公開書類の閲覧場所は、スマイル柏事務所とする。

(閲覧日時)

第4条 閲覧希望者は、希望日時の3日前までにスマイル柏事務所へ連絡することとする。
2 この法人は正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧希望日を指定することができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

(管理)

第6条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2023年12月1日より施行する。